

【別紙1】

## 2018年度「連合・愛のキャンパ」応募対象・資格要件

### (1) 中央助成団体

- ・海外や国内で救援・支援活動に取り組んでいるNGO・NPO団体等の具体的事業プログラムとし、構成組織の推薦があるもの。
- ・対象となる社会貢献活動を実践していること。
- ・法令遵守していること。
- ・全国規模や海外ネットワークでの支援体制があるNGO・NPO団体等で信頼度も高く、安心して助成金や支援物資を託せる団体であること。
- ・株式会社など営利を目的とする団体でないこと。
- ・役員に官僚OBが多数を占めていないこと。
- ・公的支援（補助金等）が全体予算の3分の2を占めていないこと。
- ・団体設立後1年以上の事業（活動）実績があること。
- ・助成金が運営費や人件費などに充当されていないこと。
- ・過去に連合から助成を受けた場合、その事業（活動）に対する実績と報告書があること。
- ・連合との協力関係がある。（各種活動やメーデーなどに参加）
- ・事業実績について、1)各種事業の実績が見込まれる。2)機関紙（誌）の発行物等で助成金報告を掲載している。
- ・団体の自立性について、1)会費、寄付金など収入があること。または2)事業収入、広告収入があること。
- ・団体運営の事務局機能が整備されている。
- ・助成金が全事業の大半を占めていないこと。

※対象となった事業・プログラムの助成期間については、原則1年とします。  
ただし必要と判断した場合は通算5年まで可能とします。  
(初回は、面談による審査を行います。)

### (2) 地域助成団体

- ・地方連合会の推薦がある団体。
- ・連合組合員およびその家族、あるいは退職者が、積極的にNPOなどの運営に参加している団体が行う事業・プログラムとします。  
また地方連合会が日常的な活動で連携している、NPO等団体が行う事業・プログラムとします。
- ・対象となる社会貢献活動を実践していること。

- ・法令遵守していること。
  - ・株式会社など営利を目的とする団体でないこと。
  - ・地域や海外ネットワークでの支援体制があるNGO・NPO団体等で信頼度も高く、安心して助成金や支援物資を託せる団体であること。ただし、社団・財団・社会福祉・医療・学校・宗教の法人ではないこと。
  - ・役員に官僚OBが多数を占めていないこと。
  - ・公的支援（補助金等）が全体予算の3分の2を占めていないこと。
  - ・団体設立後1年以上の事業（活動）実績があること。ただし、立ち上げにあたり組合員が深く関与、または地方連合会が積極的に参画した場合はその限りではない。
  - ・申請する団体の代表者が他の団体の代表などを兼ねている場合は、いずれか一つの団体からの申請とする。
  - ・助成金が人件費などに充当されていないこと。
  - ・過去に連合から助成を受けた場合、その事業（活動）に対する実績と報告書があること。
- ※期間は原則1年とします。ただし必要と判断した場合は通算3年まで可能とします。